

春の引っ越しの手続きが

休日にできます

閩市民課市民係 ☎ 63-1302

- 期日** 3月30日(土)、4月6日(土)
- 時間** 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く)
- 場所** 市役所・企業局 (上・下水道関係のみ)

引っ越しなどの住民異動に関係がある一部の窓口を、土曜日に開きます。平日に手続きをすることが難しい人は、ぜひご利用ください。

●**転入や転出などに必要な手続きができます**

他の機関への確認が必要な業務など、平日と同じように取り扱うことができない業務、各種申請・受領について委任状を必要とする場合があります。手続きに必要な書類など事前に担当課に必ず確認してください。

●**問い合わせは、事前に平日に行ってください**

休日開庁日の職員数は平日より少ないため、電話での問い合わせは平日をお願いします。

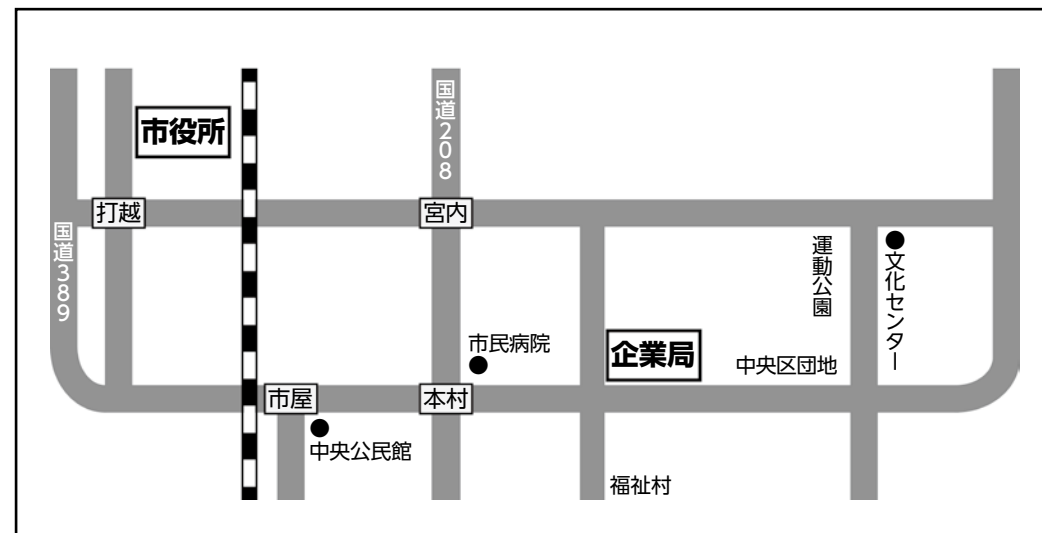
●**各手続きでマイナンバーの提示を求められる場合がありますので、手続きの対象となる人の通知カードと本人確認書類が個人番号カードをお持ちください**

※本人確認書類…原則として顔写真が貼付されている運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書など

※市民サービスセンターでは住民異動と戸籍届は受け付けていません。

※休日開庁について市ホームページにも掲載しています。

●**市役所と企業局地図**



水道・下水道の手続きもお忘れなく!



企業局は、土日祝日も開いています。世帯での引っ越しや転出の際には、上下水道の変更・中止なども忘れないように手続きをお願いします。※井戸水で下水道を利用している世帯は、世帯員数で下水道使用料を算定していますので、世帯員の増・減があるときは、荒尾市企業局お客様センターで手続きをお願いします。



▲企業局は市民病院前から東へ500mほどです。

●**取扱業務と担当課**

担当課	担当係・窓口番号 電話番号	取扱業務
市民課	市民係・記録係 ①～⑦窓口 ☎ 63-1302 ☎ 63-1326	○転入・転出・転居など住民異動届の受け付け ○出生・婚姻・死亡など戸籍届の受け付け ○住民票・戸籍謄本などの交付 ○印鑑登録・廃止手続き、印鑑登録証明書の交付 ○所得・課税証明書、固定資産税証明書、納税証明書など税証明の交付 ○原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車の登録・廃車などの手続き ○年金(現況届、身上報告書)証明書の交付 ○転入学通知書、転学通知書、新就学通知書の交付 ○特別永住者証明書申請と交付 ○通知カード、個人番号カードに関する手続き(個人番号カードの受け取りは予約制)
収納課	徴収係・整理係 ⑧窓口 ☎ 63-1362 ☎ 63-1353	○市税・国民健康保険税の納付、納税相談 ○納税に関する証明(市民課取り扱い分を除く)の交付
税務課	市民税係 ⑩-2窓口 ☎ 63-1342	○市県民税・国民健康保険税賦課に関する説明 ○税証明(市民課取り扱い分および資産税関係分を除く)の交付
福祉課	福祉係・総務係 ⑪-2窓口 ☎ 63-1406	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの手続き ○特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当に関する手続き ○自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)に関する手続き ○重度心身障害者医療費助成に関する手続き ○福祉(高齢者)特別乗車証交付に関する手続き ○香典返しに関する手続き
子育て支援課	保育幼稚園係 給付相談係 ⑭窓口 ☎ 63-1417	○児童手当、子ども医療に関する手続き ○児童扶養手当、ひとり親家庭等医療に関する手続き ○保育所・幼稚園・認定こども園に関する手続き
健康生活課	国保年金係 ⑫-1窓口 ☎ 63-1327 高齢者医療係 ⑫-2窓口 ☎ 63-1420	○国民健康保険の資格取得・資格喪失に関する手続き ○国民年金の資格取得(任意加入は除く)に関する手続き ○後期高齢者医療の資格取得・資格喪失に関する手続き ○後期高齢者医療保険料の納付
高齢者支援課	介護保険係 ⑮窓口 ☎ 63-1418	○介護保険の資格取得・資格喪失に関する手続き ○介護保険料の納付
環境保全課	環境業務係 (市役所西側プレハブ) ☎ 63-1370	○ごみ収集に関する説明 ○し尿汲み取りの新規申し込み
建築住宅課	住宅管理係 (市役所2階) ☎ 63-1491	○市営住宅家賃の納付 ○市営住宅に入居している人の転居、死亡、出生に関する手続き ○市営住宅への同居に関する手続き ※市営住宅に関する住所異動は、事前に建築住宅課の許可が必要です。詳しくはお問い合わせください。
教育振興課	学務係(市役所別館) ☎ 63-1659	○学校変更・区域外就学に関する手続き ○入学通知書の交付

市役所の敷地外の施設(左の地図をご覧ください)

企業局 お客様センター	☎ 64-3333	○上・下水道料金の納付 ○転入時の水道使用開始の受け付け ○転出、転居時の水道使用中止と変更の受け付け
----------------	-----------	---